

答申第 835 号

諮問第 1461 号

件名：中小企業等協同組合決算関係書類提出書の一部開示決定に関する件（第三者異議申立て）

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別表の 1 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を除いて開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、開示請求者が平成 27 年 12 月 28 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が開示請求者に対して平成 28 年 2 月 10 日付けで行った一部開示決定を取り消し、本件行政文書の不開示を求めるものである。

知事は、本件行政文書に異議申立人に関する情報が含まれていることから、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき、異議申立人に対して意見書を提出する機会を与えた上で一部開示決定を行い、同日付けで、異議申立人に対して、同条第 3 項の規定に基づき、本件行政文書のうち一部を開示とする旨の通知をしたところ、本件異議申立てが提起されたものである。

なお、本件異議申立ての提起とともに、執行停止の申立てがなされたため、知事は開示の実施の執行停止を決定し、開示請求者及び異議申立人に対し、同月 26 日付けで、本件異議申立てに係る決定をするまでの間、執行を停止する旨通知した。

(2) 異議申立ての理由

ア 異議申立書における主張

異議申立人の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

異議申立てに係る行政文書には、条例第 7 条第 3 号に該当する情報が含まれていることから、当該行政文書の開示に付き反対する旨の意見書を提出しており、異議申立人の訴訟の判決がなされる前に当該行政文書が開示されることになると、異議申立人の権利及び正当な利益が侵害されることになるため。

イ 意見書における主張

実施機関から開示理由説明書が提出されたことを受け、異議申立人に当該開示理由説明書を送付したところ、異議申立人から意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

知事による平成 28 年 6 月 17 日付け開示理由説明書（28 中金第 210 号）のうち以下述べる部分については異議があり、該当文書、該当箇所
の非開示を求める。

(ア) 財務諸表の金額及び賦課金額について

事業報告書のうち、直前 3 事業年度の財産及び損益の状況のうち、財務諸表記載の金額及び賦課金額については条例第 7 条第 3 号イに該当するとして、開示しないとの記載がされているが、財務諸表の金額のみならず、財務諸表の各費目、経費の費目自体が公になるとすれば、金額による経営状況、財務状況の把握だけでなく、事業の実行・実施状況・事業規模・運営状況も推し量ることができることになり、したがって財務諸表の金額のみならず各費目・項目自体についても、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるから、条例第 7 条第 3 号イに該当するものとして、開示しないとの判断が妥当である。

(イ) 事業報告書のうち、「代表理事以外の個人の氏名」「財務諸表の金額」及び「組合員の総数、総会出席者数並びに組合員の事業所名及び所在地」を除いた部分について

共同事業の実施状況・対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項及びその他組合の状況に関する重要な事項について、「簡潔に記載されており、本件組合の経営方針や経営戦略を具体的に把握できる情報とは認められない。」としているが、簡潔に記載されていることのみで、他の開示情報と相まって、あるいは開示請求者のもともと持っている情報と相まって、より具体的に組合の事業内容等が把握できる可能性は十分にあるものであり、したがって当該判断は是認できない。

よって、当該事業報告書の該当箇所については、条例第 7 条第 3 号イに該当するため、開示すべきではないと考える。

(ウ) 財務諸表の「代表理事以外の個人の氏名」「財務諸表の金額」及び「取引金融機関」を除いた部分について

これについても、一般的な情報や定型的な内容の記載であるとしても、その記載があるということ自体から、組合の事業内容、事業状況を推し量ることはできるものであり、したがって、これらについて本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められないという判断は是認できず、これら情報は条例第 7 条第 3 号イに該当するものとする。

(エ) また、請求があった時点で、提出した意見書でも記載したとおり、本件組合については、平成 25 年以来訴訟が継続し、これが控訴審での審理を経て、今現在最高裁判所にて継続しており、この裁判では、本件組合の組織自体、法人格についての争いがなされているところであり、上告がされた現在、おって、それぞれの主張、立証を新たに裁判所へ提出する段階にある。

となると、本件開示請求の対象は、決算関係書類提出書であり、法人の財務的な面からの法人の根幹的な状況、法人としての実態が把握できる資料となっており、上記裁判の争点と大きく関わる可能性がある。したがって、この書類が行政の保有するものとはいえ、開示されることによって、裁判の帰趨^{すう}に大きな影響を持つことがあり得るところであり、それによって、当事業協同組合の権利、あるいは正当な利益が害されるおそれがある。

したがって、当事業協同組合としては、当該文書の開示^{すう}に反対するものであり、当該文書のいずれの部分により、訴訟の帰趨^{すう}に影響を及ぼすかは判然としないため、部分開示についても反対する。

なお、開示請求の請求者が開示されていない以上、上記訴訟の相手方当事者の役員、関係者、代理人等が開示請求をしている可能性があり、となれば、本件開示請求が現在係争中の直接の相手方当事者（あるいはその関係者）からの請求の可能性もあるため、この場合なおのこと、開示には応じられない。なお、当該裁判は、平成 24 年及び 25 年にかけて、現理事長が選任された年度に関する係争となっており、開示請求された文書が同年度であることも付言する。

ウ 意見陳述における主張

異議申立人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 最初に、平成 28 年 1 月 17 日付けで意見書を出し、その後、開示決定の通知書が 2 月 10 日付けで私たちの方に届き、最終的に 8 月 10 日付けで開示理由に対する意見書というのを私どもの方から送った。改めてそこで書いていることを確認すると、私どもの事業協同組合では、平成 25 年から訴訟が継続しており、控訴審を経て、現在最高裁判所に上告受理申立てをしているところで、まだ係争中である。私どもが原告で、相手側も上告手続をしている。この裁判は、私どもの事業協同組合の組織、法人格についての争いが行われている。

今回の開示というのが平成 24 年及び 25 年ということで限定されているので、私どもとしては、おそらく私どもの相手方が開示請求をしていると推測している。今回、決算関係書類が開示請求に当たっているということもあって、法人の財務的であったり、法人の根幹的な状況を、幾ら一部開示といっても類推可能なものと考えられるので、

我々としては、書類に関しては一切開示することに関しては、裁判の帰趨^{すう}に大きな影響を与えるということが十分予測され、それに対して我々の権利及び正当な利益を害するおそれがあるというふうに推察するので、一部開示であろうと、基本的には開示に反対ということをお願いしたい。

また、一部開示で、例えば財務諸表の科目だけの表示、金額は表示しないと言っても、科目から我々の財政状態を類推するというのは可能になるので、それが一般的と言っても、我々のものを開示する訳なので、そこから類推できるものもあり、また、事業報告書で代表理事以外の個人の氏名、財務諸表の金額、組合員の総数、出席者数及び組合員の事業所所在地を除いた部分と言っても、我々の書いている内容から、平成 24 年及び 25 年の事業協同組合の実態を類推、推測することが十分可能になってくる。そういう意味でも、問題ないというふうに書かれているところに関しても、我々の今回の裁判案件ということからすると、正当な利益が害されるということが考え得るので、開示に反対したい。

特に今回、平成 24 年及び 25 年という年度にこだわっているというところからも、先程説明したとおり、おそらく今まで、当事業協同組合に関する文書について開示請求はなく、今回、唐突にその年度だけ開示請求があるということは、いわゆる我々の利害に係る人間から、また、それに係るところからのものというふうに考えられるので、そこを十分考えて、非開示にしてほしい。

- (イ) まずもって訴訟係争中であるというところがバックボーンとしてある。少し特殊な事情であり、情報公開の条例を考える上でも少し事情が特殊なところがある。

その上で、その訴訟の中では、法人として、法人自体の根幹、法人の経営であるとか、事業の内容であるとかの前提にある法人格自体の争いになっているので、それに関連する法人格、法人代表者の対応、手続をどのようにとったかという部分についてが争いになるので、一般に公開されている情報以外の行政手続をどのようにしたか、行政の申請をどのようにしたかであるといった部分の書類であったとしても、法人格、代表者の行動、申請、届出、いずれの面においても、どのような対応であったかというのは、法人格の争いに関連する内容になり得るものであるというところが、こちらのまずもっての言い分になる。

それを踏まえて、開示理由説明書は、ある部分が第 7 条第 3 号イに該当するかどうかという判断で説明をしているが、今言った事情、こちら側の主張である、どのような文書であっても、一般に公開された文書でない以上、やはり事業協同組合の利益を害するおそれがあるの

ではないかというのが意見書の内容になる。

エ 補充意見書における主張

異議申立人の意見陳述後において、意見書の主張を補充するものとして、異議申立人から補充意見書が提出された。その内容は、おおむね次のとおりである。

提出した開示理由に対する意見書について、補充して意見を述べる。

意見書で述べた理由を前提に、特定の事項については少なくとも非開示とすることを求める。

なお、非開示とすることを求める事項のうち、一部については特定個人の識別を可能とする情報であることから、非開示を求めるものであり、他の事項については、条例第 7 条第 3 号イに該当し、本事業協同組合の根幹に関わる部分であり、これの開示により権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、非開示を求める。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、次の理由により本件行政文書を一部開示としたというものである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号。以下「組合法」という。）第 105 条の 2 第 1 項の規定により、特定の事業協同組合（以下「本件組合」という。）から愛知県に提出された平成 24 年度及び平成 25 年度の決算関係書類である。

各年度の決算関係書類は、提出書、事業報告書、決算報告書及び通常総会の議事録の謄本で構成されている。

また、決算報告書は、表紙のほか、中小企業等協同組合法施行規則（平成 20 年内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号。以下「組合法施行規則」という。）第 187 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表からなる。

(2) 本件行政文書のうち、開示しないこととした部分及びその理由

本件行政文書のうち、次の部分は、条例第 7 条第 2 号又は第 3 号イに該当することから、開示しないこととした。

ア 代表理事以外の個人の氏名及び印影

代表理事以外の個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、当該情報は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないことから、同号ただし書イに該当しない。さらに、

当該情報における個人は公務員ではないため、同号ただし書ハに該当せず、同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

よって、代表理事以外の個人の氏名及び印影は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 法人の印影

法人の印影は、提出書及び通常総会の議事録の謄本に押印された本件組合のものであり、文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるが、本件組合において、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められない。

よって、法人の印影は、公にすることにより、本件組合の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

ウ 財務諸表の金額及び賦課金額

事業報告書のうち、直前 3 事業年度の財産及び損益の状況には、財務諸表の金額が記載されている。

また、決算報告書には、前記(1)で述べたとおり、財産目録、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表がある。

そして、通常総会の議事録の謄本には、賦課金額として、組合員に経費を賦課する金額が記載されている。

これら財務諸表の金額及び賦課金額は、公にすることとなれば、本件組合の財務状況や経営状況を具体的に把握することが可能となり、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

エ 組合員の総数、総会出席者数並びに組合員の事業所名及び所在地

事業報告書のうち、総会の開催状況には、組合員の総数及び内訳を含む出席者数が記載されている。なお、臨時総会（本件組合の事務所で開催されたものを除く。）の開催場所には、組合員の事業所名及び所在地が記載されている。

また、事業報告書のうち、組合員数及び出資口数の増減の表には、組合員数が記載されている。

そして、通常総会の議事録の謄本には、組合員の総数及び内訳を含む出席者数が記載されている。

これらの情報は、公にすることとなれば、本件組合の具体的な事業規模や運営状況が明らかになるおそれがあり、本件組合の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

オ 取引金融機関

平成 25 年度の決算関係書類にある決算報告書のうち、財産目録には、取引金融機関が記載されている。

法人の金融取引に関する情報は、法人の事業に関する情報の中でも重要かつ機微な情報であって、事業の根幹に触れる情報であると考えられる。

よって、取引金融機関は、公にすることにより、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(3) 本件行政文書のうち、開示することとした部分及びその理由

本件行政文書のうち、前記(2)アからオまでの部分を除いた次の部分は、条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イに該当せず、また、同条各号に定めるその他の不開示情報のいずれにも該当しないことから、開示することとした。

ア 提出書のうち、前記(2)で述べた「法人の印影」を除いた部分

当該部分には、表題、項目、提出日、宛先、本件組合の名称及び住所、代表理事である個人の氏名、受付印等が記載されている。

(ア) 代表理事である個人の氏名

事業協同組合の代表権を有する者の氏名は、組合法第 84 条第 2 項第 7 号において登記事項とされている。

よって、代表理事である個人の氏名は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、条例第 7 条第 2 号に該当しない。

また、公にされ、又は公にすることが予定されている情報は、開示しても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることは認められないため、条例第 7 条第 3 号イにも該当しない。

(イ) 本件組合の名称及び住所

事業協同組合の名称及び事務所の所在場所は、組合法第 84 条第 2 項第 2 号及び第 4 号において登記事項とされている。

よって、本件組合の名称及び住所は、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、開示しても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることは認められないため、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

(ウ) その他の部分

表題及び項目は、組合法施行規則様式第 30 で定める提出書の記載事項等と同様のものにすぎない。また、提出日、宛先及び受付印は、決算関係書類が提出された手続の経過を示す情報その他一般的な情報にすぎない。

よって、これらの情報は、開示しても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されることは認められないため、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

イ 事業報告書のうち、前記(2)で述べた「代表理事以外の個人の氏名」、

「財務諸表の金額」及び「組合員の総数、総会出席者数並びに組合員の事業所名及び所在地」を除いた部分

当該部分には、代表理事である個人の氏名並びに本件組合の名称及び住所のほか、表題、項目、事業年度（期数並びに事業年度の始期及び終期）、役員の就退任の日付及び事由、共同事業の実施状況、対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項、総会及び理事会の開催日時、出席理事・監事数並びに議案及び議決の内容、出資一口の金額、出資口数及び出資総額、組織図、その他組合の状況に関する重要な事項、特定の項目について該当がない旨等が記載されている。

表題、項目、事業年度、役員の就退任の日付及び事由、組織図並びに該当がない旨の記載は、組合法施行規則第 5 章第 4 節に定める事業報告書の記載事項と同様のものであったり、一般的な情報や定型的な内容が記載されているにすぎない。

共同事業の実施状況、対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項及びその他組合の状況に関する重要な事項は、簡潔に記載されており、本件組合の経営方針や経営戦略を具体的に把握できる情報とは認められない。

総会及び理事会の開催日時は、その日時に総会及び理事会が開催されたことを示すにすぎず、また、出席理事・監事数は、総会及び理事会に出席した理事・監事数を示すにすぎない。さらに、議案及び議決の内容として、議案の件名や議決結果が記載されているが、組合法に定める議決事項等から推測し得るものであったり、一般的な情報や定型的な内容が記載されているにすぎない。

出資一口の金額、出資口数及び出資総額は、組合法第 84 条第 2 項第 5 号において、出資一口の金額、出資の総口数及び払込済出資総額が登記事項とされていることから、公にされ、又は公にすることが予定されている情報である。

よって、これらの情報は、開示しても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められないため、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

なお、代表理事である個人の氏名が条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イに該当せず、本件組合の名称及び住所が同号イに該当しないことは、前記ア(ア)及び(イ)で述べたとおりである。

ウ 決算報告書のうち、前記(2)で述べた「代表理事以外の個人の氏名」、「財務諸表の金額」及び「取引金融機関」を除いた部分

当該部分には、代表理事である個人の氏名並びに本件組合の名称及び住所のほか、表題、項目、事業年度（期数並びに事業年度の始期及び終期）、理事及び監事の報告文及び報告日等が記載されている。

事業協同組合は、組合法第 40 条第 2 項の規定により、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書等を作成することとされており、組合法施行規則第 5 章第 3 節において、それらの財務諸表を区分する項目等が定められている。

当該部分は、そうした項目名であったり、一般的な情報や定型的な内容が記載されているにすぎず、開示しても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められないため、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

なお、代表理事である個人の氏名が条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イに該当せず、本件組合の名称及び住所が同号イに該当しないことは、前記ア(ア)及び(イ)で述べたとおりである。

エ 通常総会の議事録の謄本のうち、前記(2)で述べた「代表理事以外の個人の氏名及び印影」、「法人の印影」、「賦課金額」、「組合員の総数」及び「総会出席者数」を除いた部分

当該部分には、代表理事である個人の氏名並びに本件組合の名称及び住所のほか、表題、項目、招集日、開催日時、議事の経過の要領及びその結果、作成日等が記載されている。

事業協同組合は、組合法第 53 条の 4 第 1 項の規定により、総会の議事録を作成することとされており、組合法施行規則第 139 条第 3 項において、その記載事項が定められている。

表題及び項目は、そうした事項名であったり、一般的な情報や定型的な内容が記載されているにすぎない。

招集日、開催日時及び作成日は、総会の招集、開催及び議事録の作成の的行われた時期を示すにすぎない。

議事の経過の要領及びその結果には、本件組合の地区を示す部分があるが、事業協同組合の地区は、組合法第 84 条第 2 項第 3 号において登記事項とされている。また、その余の部分も、組合法に定める議決事項等から推測し得るものであったり、一般的な情報や定型的な内容が記載されているにすぎない。

よって、これらの情報は、開示しても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められないため、条例第 7 条第 3 号イに該当しない。

なお、代表理事である個人の氏名が条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イに該当せず、本件組合の名称及び住所が同号イに該当しないことは、前記ア(ア)及び(イ)で述べたとおりである。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

一方、条例第 15 条第 1 項は、開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与えることを定めている。

当審査会は、第三者の権利利益及び公益との調整を図りつつ、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、組合法第 105 条の 2 第 1 項の規定により、本件組合から知事に提出された決算関係書類である中小企業等協同組合決算関係書類提出書のうち、平成 24 年度分及び平成 25 年度分である。その構成は、前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、代表理事以外の個人の氏名及び印影を条例第 7 条第 2 号に該当するとして、その余の部分と同条第 3 号イに該当するとして不開示としている。

本件行政文書のうち、実施機関が開示としたのは、別表の 3 欄に掲げる部分を除いた部分である。

(3) 不開示情報該当性について

異議申立人の異議申立書及び意見書における主張は、本件行政文書には、法人の財務的な面からの法人の根幹的な状況、法人の実態が把握できる情報が含まれていることから、異議申立人の訴訟の判決がなされる前に本件行政文書が開示されることになると、法人の権利及び正当な利益を害するため、条例第 7 条第 3 号イに該当するとして本件行政文書の全部について不開示を求めるというものである。

また、補充意見書における主張は、意見書で述べた理由を前提に、少なくとも不開示とすべきとする事項を示しつつ、そのうち、特定個人の識別を可能とする情報は条例第 7 条第 2 号に該当し、それ以外の情報は同条第 3 号イに該当するとして、その不開示を求めるというものである。

そこで、本件行政文書において実施機関が開示とした部分が条例第 7 条第 2 号及び第 3 号イに該当するか否かを、以下検討する。

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

- (ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとな

るものを含む。以下同じ。)が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、同号ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が開示とした部分が同号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 本件行政文書において実施機関が開示とした部分には、代表理事である個人の氏名並びに役員の就退任の日付及び退任事由が記載されている。

このうち、代表理事である個人の氏名及び役員のうち代表理事の就退任の日付については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

しかし、組合法第 84 条第 2 項第 7 号の規定において、事業協同組合の代表権を有する者の氏名は、登記事項とされており、当審査会において、本件組合の履歴事項全部証明書を見分したところ、代表理事の氏名及びその就退任の日付が記載されていることが認められた。

よって、代表理事である個人の氏名及び役員のうち代表理事の就退任の日付は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められ、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当する。

- (ウ) 役員の退任事由及び役員のうち代表理事以外の者の就退任の日付については、個人に関する情報ではあるものの、退任事由は、一般的、定型的なもので、具体的な内容が記載されているものではなく、また、就退任の日付は、特定の日に氏名が明らかになっていない役員の就退任があったことが分かるにとどまることからすれば、特定の個人を識別することができる情報又は個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとまではいえず、条例第 7 条第 2 号本文に該当しない。

- (エ) 以上のことから、本件行政文書において実施機関が開示とした部分は、条例第 7 条第 2 号に該当しない。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

- (ア) 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるも

のが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報をいう。

この考え方にに基づき、本件行政文書において実施機関が開示とした部分が同号イに該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 本件行政文書において実施機関が開示とした部分のうち、代表理事である個人の氏名、本件組合の名称及び住所並びに事業報告書に記載されている出資一口の金額、出資口数及び出資総額（以下「代表理事の氏名等」という。）については、組合法第 84 条第 2 項第 2 号、第 4 号、第 5 号及び第 7 号の規定により、登記事項とされていることから、公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる。

したがって、代表理事の氏名等は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (ウ) 提出書に記載されている表題、項目、提出日、宛先及び受付印（以下「提出書の表題等」という。）については、組合法施行規則第 187 条第 1 項及び様式第 30 の規定に従い記載されているにすぎず、組合法により事業協同組合が提出することとされている決算関係書類が提出された手続の経過を示す情報その他一般的な情報であるにすぎない。

したがって、提出書の表題等は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (エ) 事業報告書に記載されている表題、項目、事業年度、役員の地位、就退任の日付及び退任事由、組織図並びに特定の項目における「該当なし」との記載（以下「事業報告書の表題等」という。）については、組合法施行規則第 5 章第 4 節に定める事業報告書の記載事項と同様のものであったり、特定の項目における「該当なし」との記載については具体的な内容を伴わないものであったりするなど、一般的、定型的内容が記載されているにすぎない。

したがって、事業報告書の表題等は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (オ) 事業報告書に記載されている共同事業の実施状況、対処すべき重要な事項・組合の現況に関する重要な事項、総会及び理事会の開催日時

及び出席理事・監事数並びにその他組合の状況に関する重要な事項（以下「事業報告書の共同事業の実施状況等」という。）については、本件組合の経営方針や経営戦略を具体的に把握できる情報とはいえない。

したがって、事業報告書の共同事業の実施状況等は、公にすることによって、将来の事業の展開等について不利益を受けるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (カ) 事業報告書に記載されている議案及び議決の内容（以下「事業報告書の議案等」という。）については、組合法第 51 条第 1 項に定める議決事項等から推測し得るものであったり、一般的、定型的なものにすぎず、また、事業報告書の議案等を開示したとしても、事業報告書には議案の件名及び議決の内容が記載されているのみであることから、議案の具体的な内容が明らかになるものではない。

したがって、事業報告書の議案等は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (キ) 決算報告書に記載されている表題、項目、事業年度並びに理事及び監事の報告文及び報告日（以下「決算報告書の表題等」という。）については、事業協同組合は、組合法第 40 条第 2 項の規定により、各事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書等を作成することとされており、組合法施行規則第 5 章第 3 節において、それらの財務諸表を区分する項目等が定められている。

決算報告書の表題等は、項目名、一般的な情報又は定型的内容を示すにとどまり、財務諸表の各科目に対応する金額も不開示とされている状態であることから、開示しても本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められない。

したがって、決算報告書の表題等は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (ク) 通常総会議事録の謄本に記載されている表題、項目、招集年月日、開催日時及び作成日（以下「通常総会議事録の表題等」という。）については、事業協同組合は、組合法第 53 条の 4 第 1 項の規定により、総会の議事録を作成することとされており、組合法施行規則第 139 条第 3 項の規定により、その記載事項が定められている。表題及び項目は、そうした事項名であり、また、当審査会において実施機関から提出された愛知県中小企業団体中央会（組合法に基づいて設立された、中小企業等協同組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡等を行

う法人)が示す総会議事録の作成例を見分したところ、通常総会議事録の謄本の記載内容は、同作成例にも見られるような一般的、定型的内容にすぎないことが認められた。

また、招集年月日、開催日時及び作成日は、総会の招集、開催及び議事録の作成の的行われた時期を示すにとどまるものである。

したがって、通常総会議事録の表題等は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (ケ) 通常総会議事録の謄本に記載されている議事の経過の要領及び議案別の議決の結果(以下「通常総会議事録の議事の経過の要領等」という。)については、議事の経過の要領及び議決の結果(議案の内容のうち本件組合の地区を示す部分を除く。)は、組合法第51条第1項に定める議決事項等から推測し得るものであったり、愛知県中小企業団体中央会が示す総会議事録の作成例にも見られるような一般的、定型的内容が記載されているにすぎない。

また、議案の内容のうち本件組合の地区を示す部分については、組合法第84条第2項第3号の規定により登記事項とされていることから、開示しても、本件組合の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるとは認められない。

したがって、通常総会議事録の議事の経過の要領等は、公にすることによって、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

- (コ) 以上のことから、本件行政文書において実施機関が開示とした部分は、条例第7条第3号イに該当しない。

(4) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、本件行政文書において実施機関が開示とした部分の不開示情報該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 不開示とした部分
中小企業等協同組合決算 関係書類提出書（平成 24 年度分）	提出書	・ 法人の印影
	事業報告書	・ 代表理事以外の個人の 氏名 ・ 財務諸表の金額 ・ 組合員の総数 ・ 総会出席者数 ・ 組合員の事業所名及び 所在地
	決算報告書	・ 財務諸表の金額 ・ 代表理事以外の個人の 氏名
中小企業等協同組合決算 関係書類提出書（平成 25 年度分）	通常総会議事録の謄本	・ 組合員の総数 ・ 総会出席者数 ・ 代表理事以外の個人の 氏名及び印影 ・ 賦課金額 ・ 法人の印影
	提出書	・ 法人の印影
	事業報告書	・ 代表理事以外の個人の 氏名 ・ 財務諸表の金額 ・ 組合員の総数 ・ 総会出席者数
	決算報告書	・ 財務諸表の金額 ・ 取引金融機関 ・ 代表理事以外の個人の 氏名
	通常総会議事録の謄本	・ 組合員の総数 ・ 総会出席者数 ・ 代表理事以外の個人の 氏名及び印影 ・ 法人の印影

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
28. 3. 30	諮問
28. 6. 17	実施機関から開示理由説明書を受理
28. 6. 22	異議申立人に実施機関からの開示理由説明書を送付
28. 8. 15	異議申立人から意見書を受理
28. 10. 13 (第 501 回審査会)	実施機関職員から開示理由等を聴取
28. 11. 30 (第 505 回審査会)	異議申立人の意見陳述
29. 2. 20	異議申立人から補充意見書を受理
29. 4. 20 (第 518 回審査会)	審議
29. 6. 9 (第 522 回審査会)	審議
29. 7. 31	答申